

2. 「特定建設作業」の届出

○がついている作業を行うには、当該作業の7日前までに届出が必要となります。

(P3へ進む)

作業名	騒音	振動	備考
くい打機を使用する作業	○	○	騒音:もんけんを除く。 アースオーガーと併用する作業を除く。 振動:もんけん及び圧入式くい打機を除く。
くい打機等 くい抜機を使用する作業	○	○	振動:油圧式くい抜機を除く。
くい打くい抜機を使用する作業	○	○	騒音:圧入式くい打くい抜機を除く。 アースオーガーと併用する作業を除く。 振動:圧入式くい打くい抜機を除く。
びょう打機を使用する作業	○		
さく岩機を使用する作業	○		作業地点が連続的に移動する作業にあっては、 1日における当該作業に係る2地点間の 最大距離が50mを超えない作業に限る。
空気圧縮機を使用する作業	○		電動機以外の原動機を用いるものであって、 その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。 さく岩機の動力として使用する作業を除く。
コンクリートプラントを設けて行う作業	○		混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。 モルタルを製造するための作業を除く。
アスファルトプラントを設けて行う作業	○		混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。
バックホウを使用する作業	○		一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないもの として環境大臣が指定するものを除き、原動機の 定格出力が80kW以上のものに限る。
トラクターショベルを使用する作業	○		一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないもの として環境大臣が指定するものを除き、原動機の 定格出力が70kW以上のものに限る。
ブルドーザーを使用する作業	○		一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないもの として環境大臣が指定するものを除き、原動機の 定格出力が40kW以上のものに限る。
鋼球を使用して建築物その他の 工作物を破壊する作業		○	
舗装版破碎機を使用する作業		○	作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日 における当該作業に係る2地点間の最大距離が50m を超えない作業に限る。
ブレーカーを使用する作業		○	手持式のものを除く。作業地点が連続的に移動する 作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点 間の最大距離が50mを超えない作業に限る。